

## 鳥取大学非常勤職員の介護休業等に関する規程の一部改正について

### 改正理由

鳥取大学非常勤職員就業規則の一部改正に伴い、この規程の一部を改正するものである。

### 改正要綱

- 一 鳥取大学非常勤職員就業規則の一部改正に伴う所要の整備を図ること。
- 二 この規程は、平成19年4月1日から施行すること。

鳥取大学非常勤職員の介護休業等に関する規程 新旧対照表（案）

新	旧
<p>鳥取大学有期契約職員の介護休業等に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、鳥取大学有期契約職員就業規則(平成 16 年鳥取大学規則第 53 号。以下「<u>有期契約職員就業規則</u>」という。)第 50 条の 2 の規定に基づき、<u>有期契約職員</u>の介護休業等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(介護休業)</p> <p>第 3 条 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態(以下「要介護状態」という。))にある家族を介護する<u>有期契約職員</u>は、この規程の定めるところにより介護休業を取得することができる。</p> <p>2 介護休業を取得できる<u>有期契約職員</u>は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 鳥取大学(以下「<u>本学</u>」という。))に引き続き雇用された期間が 1 年以上であること。</p> <p>二 介護休業開始予定日から起算して 93 日を経過する日(以下「93 日経過日」という。))を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(93 日経過日から 1 年を経過する日までに雇用期間が満了し、かつ、雇用の更新がないことが明らかである場合を除く。))。</p> <p>3 介護休業の対象となる家族(以下「対象家族」という。))は、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同</p>	<p>鳥取大学非常勤職員の介護休業等に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、鳥取大学非常勤職員就業規則(平成 16 年鳥取大学規則第 53 号。以下「<u>非常勤職員就業規則</u>」という。)第 50 条の 2 の規定に基づき、<u>非常勤職員</u>の介護休業等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(介護休業)</p> <p>第 3 条 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態(以下「要介護状態」という。))にある家族を介護する<u>非常勤職員</u>は、この規程の定めるところにより介護休業を取得することができる。</p> <p>2 介護休業を取得できる<u>非常勤職員</u>は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 鳥取大学(以下「<u>本学</u>」という。))に引き続き雇用(1 日中断した場合を含む。))された期間が 1 年以上であること。</p> <p>二 介護休業開始予定日から起算して 93 日を経過する日(以下「93 日経過日」という。))を超えて引き続き雇用されることが見込まれること(93 日経過日から 1 年を経過する日までに雇用期間が満了し、かつ、雇用の更新がないことが明らかである場合を除く。))。</p> <p>3 介護休業の対象となる家族(以下「対象家族」という。))は、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同</p>

じ。)

二 父母

三 子

四 配偶者の父母

五 次に掲げる者で、有期契約職員が同居している者

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ロ 父母の配偶者

ハ 配偶者の父母の配偶者

ニ 子の配偶者

ホ 配偶者の子

4 介護休業を取得している有期契約職員が、任期が満了した後有期契約職員として引き続き雇用されたときは、引き続き雇用される前に取得していた介護休業(以下「従前の介護休業」という。)に係る状況に変更のない場合に限り、引き続き雇用された日から介護休業を取得することができる。

(略)

(介護休業の申出の手続)

第6条 介護休業を取得しようとする有期契約職員は、介護休業を開始しようとする期間の初日(以下「介護休業開始予定日」という。)及び末日(以下「介護休業終了予定日」という。)を明らかにして、当該介護休業開始予定日の前日から起算して1週間前の日までに、介護休業申出書に必要事項を記入し、学長に提出するものとする。

2 介護休業をしている有期契約職員の任期が満了した後、引き続き当該有期契約職員の雇用予定がある場合、第3条第4項の規定による介護休業の取得をしようとする有期契約職員は、介護休業申出書に必要事項を記入し、あらかじめ学長に提出するものとする。また、業務上の必要がある場合、大学は、当該有期契約職員が引き続き雇用されるものとした場合の介護休業取得に関する意向を確認することができる

じ。)

二 父母

三 子

四 配偶者の父母

五 次に掲げる者で、非常勤職員が同居している者

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ロ 父母の配偶者

ハ 配偶者の父母の配偶者

ニ 子の配偶者

ホ 配偶者の子

4 介護休業を取得している非常勤職員が、任期が満了した後非常勤職員として引き続き雇用されたときは、引き続き雇用される前に取得していた介護休業(以下「従前の介護休業」という。)に係る状況に変更のない場合に限り、引き続き雇用された日から介護休業を取得することができる。

(略)

(介護休業の申出の手続)

第6条 介護休業を取得しようとする非常勤職員は、介護休業を開始しようとする期間の初日(以下「介護休業開始予定日」という。)及び末日(以下「介護休業終了予定日」という。)を明らかにして、当該介護休業開始予定日の前日から起算して1週間前の日までに、介護休業申出書に必要事項を記入し、学長に提出するものとする。

2 介護休業をしている非常勤職員の任期が満了した後、引き続き当該非常勤職員の雇用予定がある場合、第3条第4項の規定による介護休業の取得をしようとする非常勤職員は、介護休業申出書に必要事項を記入し、あらかじめ学長に提出するものとする。また、業務上の必要がある場合、大学は、当該非常勤職員が引き続き雇用されるものとした場合の介護休業取得に関する意向を確認することができるものとす

ものとする。

3 学長は、有期契約職員からの介護休業申出書による介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業の請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該1週間経過日までの間のいずれかの日を学長が休業開始日として指定することができる。

4 前項の規定は、第3条第4項の規定による介護休業については適用しない。

5 学長は、介護休業申出書を受け取るにあたり、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした有期契約職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、第2項に定める場合はこの限りではない。

(介護休業取扱通知書の交付)

第7条 学長は、介護休業申出書を提出した有期契約職員に対し、速やかに介護休業取扱通知書(以下「通知書」という。)を交付する。

(介護休業終了予定日の変更)

第8条 介護休業をしている有期契約職員は、介護休業終了予定日の1週間前の日までに介護休業期間変更届を学長に提出することにより、介護休業終了予定日を介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

2及び3 (略)

(介護休業の終了)

第9条 介護休業は、次のいずれかに該当する場合には、終了する。

- 一 介護休業終了予定日が到来したとき。
- 二 介護休業に係る対象家族の死亡等により当該対象家族を介護しないこととなつたとき。

三 介護休業をしている有期契約職員が有期契約職員就業規則第46条第2項第1号及び第2号の規定による産前産後の年次有給休暇以外の休暇の付与を受けると

る。

3 学長は、非常勤職員からの介護休業申出書による介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業の請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該1週間経過日までの間のいずれかの日を学長が休業開始日として指定することができる。

4 前項の規定は、第3条第4項の規定による介護休業については適用しない。

5 学長は、介護休業申出書を受け取るにあたり、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした非常勤職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、第2項に定める場合はこの限りではない。

(介護休業取扱通知書の交付)

第7条 学長は、介護休業申出書を提出した非常勤職員に対し、速やかに介護休業取扱通知書(以下「通知書」という。)を交付する。

(介護休業終了予定日の変更)

第8条 介護休業をしている非常勤職員は、介護休業終了予定日の1週間前の日までに介護休業期間変更届を学長に提出することにより、介護休業終了予定日を介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

2及び3 (略)

(介護休業の終了)

第9条 介護休業は、次のいずれかに該当する場合には、終了する。

- 一 介護休業終了予定日が到来したとき。
- 二 介護休業に係る対象家族の死亡等により当該対象家族を介護しないこととなつたとき。

三 介護休業をしている非常勤職員が非常勤職員就業規則第46条第2項第1号及び第2号の規定による産前産後の年次有給休暇以外の休暇の付与を受けると

<p>となったとき。</p> <p>四 介護休業をしている<u>有期契約職員</u>が新たな介護休業又は育児休業を取得することとなったとき。</p> <p>2 介護休業をしている<u>有期契約職員</u>は、前項第2号の事由が生じた場合は、遅滞なく、学長へ通知しなければならない。</p> <p>(介護休業の申出の撤回等)</p> <p>第10条 介護休業の申出をした<u>有期契約職員</u>は、介護休業開始予定日の前日までに介護休業撤回届を学長に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(介護休業中の身分)</p> <p>第11条 介護休業をしている<u>有期契約職員</u>は、<u>有期契約職員</u>としての身分を保有するが、職務に従事しない。</p> <p>(介護休業中の待遇)</p> <p>第12条 介護休業期間中の給与は原則として支給しない。ただし、<u>期末手当の取扱い</u>については、鳥取大学<u>有期契約職員給与規程</u>(平成19年鳥取大学規則第<u>号</u>。以下「<u>有期契約職員給与規程</u>」という。)第23条第2項の規定によるものとする。</p> <p>2 介護休業期間中の健康保険・厚生年金保険の保険料については、介護休業を取得した<u>有期契約職員</u>が、被保険者負担分を各月ごとに期日までに本学に支払うものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(介護部分休業等の措置)</p> <p>第15条 要介護状態にある対象家族を介護する<u>有期契約職員</u>(<u>フルタイム職員</u>以外の</p>	<p>となったとき。</p> <p>四 介護休業をしている<u>非常勤職員</u>が新たな介護休業又は育児休業を取得することとなったとき。</p> <p>2 介護休業をしている<u>非常勤職員</u>は、前項第2号の事由が生じた場合は、遅滞なく、学長へ通知しなければならない。</p> <p>(介護休業の申出の撤回等)</p> <p>第10条 介護休業の申出をした<u>非常勤職員</u>は、介護休業開始予定日の前日までに介護休業撤回届を学長に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(介護休業中の身分)</p> <p>第11条 介護休業をしている<u>非常勤職員</u>は、<u>非常勤職員</u>としての身分を保有するが、職務に従事しない。</p> <p>(介護休業中の待遇)</p> <p>第12条 介護休業期間中の給与は原則として支給しない。ただし、<u>期末手当及び業績手当の取扱い</u>については、鳥取大学<u>非常勤職員給与規程</u>(平成16年鳥取大学規則第<u>54号</u>。以下「<u>非常勤職員給与規程</u>」という。)第22条第2項の規定によるものとする。</p> <p>2 介護休業期間中の健康保険・厚生年金保険の保険料については、介護休業を取得した<u>非常勤職員</u>が、被保険者負担分を各月ごとに期日までに本学に支払うものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(介護部分休業等の措置)</p> <p>第15条 要介護状態にある対象家族を介護する<u>非常勤職員</u>(<u>パート雇用職員</u>において</p>
--	--

有期契約職員においては、1日の勤務時間が6時間を超える日に限る。)には、次に掲げる措置(以下「介護部分休業等」という。)のうちいずれかの措置を適用するものとする。

一 介護部分休業の措置

1 1時間を単位とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、終業の時刻まで連続した4時間の範囲内における休業措置

二 始業時刻又は終業時刻を繰り上げ又は繰り下げの措置

1 1日の所定勤務時間を変更することなく、1日につき1時間又は2時間を単位として、始業時刻又は終業時刻を繰り上げ又は繰り下げの措置

2及び3 (略)

(介護部分休業中の待遇)

第16条 介護部分休業をしている間の給与は、原則として支給しない。

2 介護部分休業をした有期契約職員の期末手当の取扱いについては、第12条第1項の規定を準用する。

(介護のための超過勤務の制限)

第17条 要介護状態にある対象家族を介護する有期契約職員(有期契約職員就業規則第3条の規定により超過勤務を命じないこととされた者を除く。)に係る有期契約職員就業規則第39条第3項の規定による超過勤務の制限措置については、鳥取大学職員の介護休業等に関する規程(平成16年鳥取大学規則第47号。以下「職員介護休業規程」という。)第17条の規定を準用する。この場合において、同条第3項第2号中「勤務時間規程別表第7第6号及び第7号の規定による産前産後の特別休暇」とあるのは、「有期契約職員就業規則第46条第1号及び第2号の規定による産前産後の年次有給休暇以外の休暇」と読み替えるものとする(次条において同じ。)

(介護のための深夜勤務の免除)

第18条 要介護状態にある対象家族を介護する有期契約職員(有期契約職員就業規則

は、1日の勤務時間が6時間を超える日に限る。)には、次に掲げる措置(以下「介護部分休業等」という。)のうちいずれかの措置を適用するものとする。

一 介護部分休業の措置

1 1時間を単位とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、終業の時刻まで連続した4時間の範囲内における休業措置

二 始業時刻又は終業時刻を繰り上げ又は繰り下げの措置

1 1日の所定勤務時間を変更することなく、1日につき1時間又は2時間を単位として、始業時刻又は終業時刻を繰り上げ又は繰り下げの措置

2及び3 (略)

(介護部分休業中の待遇)

第16条 介護部分休業をしている間の給与は、原則として支給しない。

2 介護部分休業をした非常勤職員の期末手当及び業纏手当の取扱いについては、第12条第1項の規定を準用する。

(介護のための超過勤務の制限)

第17条 要介護状態にある対象家族を介護する非常勤職員(非常勤職員就業規則第3条の規定により超過勤務を命じないこととされた者を除く。)に係る非常勤職員就業規則第39条第3項の規定による超過勤務の制限措置については、鳥取大学職員の介護休業等に関する規程(平成16年鳥取大学規則第47号。以下「職員介護休業規程」という。)第17条の規定を準用する。この場合において、同条第3項第2号中「勤務時間規程別表第7第6号及び第7号の規定による産前産後の特別休暇」とあるのは、「非常勤職員就業規則第46条第1号及び第2号の規定による産前産後の年次有給休暇以外の休暇」と読み替えるものとする(次条において同じ。)

(介護のための深夜勤務の免除)

第18条 要介護状態にある対象家族を介護する非常勤職員(非常勤職員就業規則第3

第3条の規定により超過勤務を命じないこととされた者を除く。)に係る有期契約職員就業規則第40条第2項の規定による深夜勤務の制限措置については、職員介護休業規程第18条の規定を準用する。

(不利益取扱いの禁止)

第19条 有期契約職員は、介護休業、介護部分休業、介護のための超過勤務の制限及び深夜勤務の免除を理由として、不利益な取扱いを受けない。

#### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

条の規定により超過勤務を命じないこととされた者を除く。)に係る非常勤職員就業規則第40条第2項の規定による深夜勤務の制限措置については、職員介護休業規程第18条の規定を準用する。

(不利益取扱いの禁止)

第19条 非常勤職員は、介護休業、介護部分休業、介護のための超過勤務の制限及び深夜勤務の免除を理由として、不利益な取扱いを受けない。